

# 墨田区消費者ニュース

令和2年1月発行 第158号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## 若者を標的とした【消費者トラブル】が増えています！

若者が標的となり、消費者トラブルに巻き込まれてしまう被害があります。

悪質商法や詐欺の手口について理解を深め、インターネット広告やSNSでの甘い話には十分注意をしましょう！

### マルチ商法

SNSで仲良くなった人や先輩などが、「友人や知人を誘って会員にさせると利益が出る」などと勧誘し、商品やサービスを契約させる。

### デート商法

異性に好意を抱かせ恋愛感情につけこみ、商品やサービスを契約させる。

### キャッチセールス

「モデルをやらないか」などと声をかけ、エステや高額な化粧品などを購入させる。

### 架空請求・不当請求

スマートフォンで、無料アダルトサイトを閲覧していて、動画をタップしたとたん会員登録され、不当な請求を受ける。

### インターネット通販

通販サイトなどで商品代金を相手の口座へ振り込んでも、商品が届かないなど。



## 成人年齢が18歳に改正されることによる詐欺被害の拡大が懸念されます！

「成人の年齢を20歳から18歳に引き下げる」と、民法改正案が閣議決定されました。改正された民法は、2022年4月1日から施行されます！

成人年齢が18歳に引き下がると、18歳でも親の同意なく、クレジットカードを作れるようになり、高額商品を購入できるようにもなります。

そのため、悪質商法などのターゲットとなり、消費者被害が拡大することが懸念されます。

消費者被害に巻き込まれないためにも、「特定商取引法」や「クーリングオフ」などの知識を備えておきましょう！

**特定商取引法**：事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律

## 「お試し」の購入に気を付けて！

- 公式販売サイトで契約内容を確認しましょう -

### 【相談事例】

スマートフォンで動画投稿サイトに出てきたシミ取りクリームの広告に「定期しぼりなし」「初回購入以外のお金は一切かかりません」「10日間解約保証付き」と書かれていた。試してみようとリンク先の販売サイトにアクセスして注文したら肌に合わなかった。商品が届いて4日目に通販業者に解約を申し出たところ「定期購入になっている。2回目到着予定のシミ取りクリーム(1本12,800円)3本を受け取り、総額40,380円を支払わないと解約できない。」と言われた。

自分が見た広告には、「定期しぼりなし」と書かれていたし、肌に合わないのに解約したいと言っても、「販売サイトには定期購入と書いてある。」と言って取り合ってもらえない。どうしたらよいか...

### 【アドバイス】

SNS上の広告や動画広告をきっかけに、販売サイトに至るケースが多くみられます。

SNS上の広告や動画広告はアフィリエイト広告であることが多く、これらの広告からリンク先の販売サイトにアクセスし、消費者は商品を注文します。

きっかけとなるSNS上の広告や動画広告では、商品の効果や低価格が強調されているため、販売サイトの広告を見落とし、定期購入が条件であること等を認識しないまま、商品を注文している場合もあります。

商品を注文する際には、事業者の販売サイトや申込みの最終確認画面で、商品の価格や効果ばかりではなく、定期購入が条件になっていないか、定期購入が条件になっている場合、継続期間・回数が定められているか、支払うことになる総額はいくらか等の契約内容をしっかり確認しましょう。あわせて、販売サイトや申込みの最終確認画面を印刷したりスクリーンショットを撮る等、契約内容を記録しておきましょう。

当事例の場合、2回目商品受領後の解約となりました。

## すみだ消費者センター相談室



相談専用  
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

